

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.12



第12回 産業廃棄物排出事業者の責務。



LISA

皆さん、こんにちは。いよいよ、排出者の責務まで来ましたね。じゃ、センス。

はいはい、前回産業廃棄物排出事業者の責務ということで、次の7つを紹介しています。①処理基準を守ること ②処理責任者を置くこと（一定の条件に該当する事業場では）③帳簿を備えること（一定の条件に該当する事業場では）④処理計画を策定しそれを報告すること（一定の条件に該当する事業場では）⑤委託基準を守ること ⑥マニフェストを正しく使用しなければならないこと ⑦委託処理状況の確認。

BUN



個別事項に入る前に、ひとつ。慣用だと思うのですが、廃棄物処理法では「許可業者」は「業者」、「排出者」を「事業者」と表現する時が多いです。日本語としては、許可業者さんも事業を行っている訳ですから「事業者」と呼んでもおかしくないと思うのですが…。まあ、誤解の無いように区別するための工夫なのかもしれません。で、通常は「事業者」と表現されていれば「排出事業者」のことなのですが、平成4年以降の度重なる改正で、条項によっては「製造者」「生産者」等も「事業者」という言葉で表現している場合があります。ただ、これは限定的ですので、通常は「事業者」と書いてあれば「排出事業者」のことだと思ってください。

BUN



LISA

前置きはその程度にして、事業者の責務の一つ目「処理基準を守ること」に入ってくださいな。

はいはい、この「処理基準を守ること」も前回話しました「排出者処理責任」の原則論があるために「産業廃棄物は事業者が処理する」という形をとっています。そのために、現実にはほとんどの排出事業者は直面しない「埋め立て基準」や「焼却基準」もここに登場する訳です。

BUN



LISA

そういうことかあ。法令集を見たら「事業者の責務」ということで、ずらっと難しい基準が並んでいて、これ全部覚えなくちゃならないかとうんざりしていたところでした。

まあ、実際に自社で最終処分場や処理施設を所有、稼働している人は熟読していただく必要がありますが、それ以外の「排出事業者」の方は関係する箇所だけでいいと思います。

BUN



LISA

「関係する箇所」って、自分の会社で処理していなければ、関係しないんでしょ？

BUN

前述の「7つの責務」の7つめに「委託処理状況の確認」ってありますよね。りさちゃんは、「現地確認」って経験ありますか？



LISA

去年の秋に先輩に連れられて、初めて業者さんの処理施設を見てきました。

BUN

その「現地確認」の時に、「何を」見てきたの？



LISA

ふ〜ん、こうやって産廃って処理するんだって見てきました。

BUN

それは「適正に処理」されていませんか？



LISA

アッ\(\◎o◎)/そうかぁ！委託した我が社の産廃が適正に処理されているかをチェックするためには、受託者である許可業者さんが「基準を守っているか」を見てこなければいけないってことですね。

そのとおり。だから、自分の会社が委託している業者がやっている「処理」の正しい「処理基準」位は知っておきましょうねってことですね。

あとは、たいていの排出事業者に関係するのは、専門の許可業者さんに引き渡すまでの「保管基準」でしょうね。ただ、この「排出事業者の保管基準」は難しい内容ではありません。

BUN



LISA

どういのですか？

一般常識を持つ社会人なら、善悪の判断がつく「基準」なんです。具体的には「悪臭、飛散、流出、害虫」等がないようにという常識的なことなんです。動植物性残渣を保管していて、それが腐っていったら、臭い、臭いと隣近所から苦情が来るような保管の仕方って正しいと思いますか？

BUN



LISA

センス、私のこと馬鹿にしていますよね。そんな状態が「正しい」訳ないじゃないですか。

そのとおりなんです。常識に照らして「おかしい」と思うような状態は、やっぱりだめなんです。ま、その他に「看板」や野積みで保管するときは「囲い」、「積上げ勾配」等の基準もありますが、これはいろんな本でも取り上げてますから、またの機会に。次「②処理責任者を置くこと」ですが、これは、15条処理施設（焼却施設、脱水施設、破碎施設等）の設置事業者と特管産廃排出事業者に限定されています。「③帳簿を備えること」も「15条処理施設、特管産廃排出事業者、事業場外処分、焼却施設設置者」に限定です。

BUN



LISA

先生、ちょっと飛ばしすぎです。15条処理施設と特管物はまだそのものも紹介していないのじゃないですか、「事業場外処分」ってなんですか？

ごめん、ごめん。まず、「15条処理施設」というのは廃棄物処理法第15条に規定する設置する時は「設置許可が必要な処理施設」です。特管物については特別管理一般廃棄物は何回か前に説明しましたが、特管産廃は中級レベルの講座で詳しく説明します。「焼却施設設置者」は、15条処理施設の対象になるほど大きくはないんだけど、焼却炉は煙などが出ることから、「小さな焼却炉でも設置許可は無くても、帳簿は備え付けてね」という規定です。「事業場外処分」というのは次のようなパターンです。産廃は、専門の許可業者に委託処理されていることが多い。また自社処理をするときは、たいてい発生したところで処理して減量化している。発生場所から、わざわざ持ち出して、別の場所で改めて処理する、という自社処理は極めて限られます。そのため、それを行政が把握、監督するために「発生事業場の外に持ち出して自社処分する時は、許可は要らないけど帳簿だけは備え付けてね」という規定です。

BUN



LISA

なるほど。じゃ、次。

「④処理計画を策定しそれを報告すること」は、「多量排出事業者」と呼ばれる「普通産廃は年間1000トン以上」、「特管産廃は年間50トン以上」排出する事業者には義務づけられているもので、該当する事業者は「処理計画の策定」と「実施状況の報告」を毎年しなければなりません。まあ、この詳細は環境省から「計画策定マニュアル」も出されていますから、該当する方は一読しててくださいね。

BUN



LISA

いよいよ、契約書とマニフェストね。

期待を裏切って悪いけど、契約書とマニフェストの詳細については、中級レベルってことで、またの機会にしましょう。で、「⑦委託処理状況の確認」については、「できるなら現地確認しましょうね」ってことです。これで、排出事業者の基本的な「7つの事項」はおしまい。

BUN



LISA

ちょっと、ちょっと。せんせ、あんまりじゃない。先輩からは、「早く、契約書やマニフェストの仕事くらいは一丁前にできるようになってね」と言われて、勉強してきているのに、知りたいことを後回しにばかりして。怒るわよ(´へ´)

BUN



おお〜こわ。じゃ、この講座を始めて、ちょうど1年も過ぎたことだし、次回からは「中級編」ということにしましょう。そして、中級編は「排出者」から入りましょうかね。

○廃棄物処理法の慣用的な文言として「業者」は「許可業者」、「事業者」は「排出事業者」を表している。

○自社処理をしていない事業者は「常識」を持っていれば、「処理基準」は守れる。

○委託している業者が行っている「処理基準」は覚えよう。

BUN先生の
今回のまとめ



Summary

今回の 練習問題



- 産業廃棄物の排出事業者の保管基準としてどのようなことがあるでしょうか？
- どのような排出事業者に、帳簿の備え付けが法令で義務づけられているいますか？
- どのような排出事業者に、「処理計画」の策定が法令で義務づけられているいますか？

答えは次回の
メルマガで
(^-^)/

前回の問題の解答

◎産業廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？

余裕のある方は、まだ、このコラムでは紹介していませんが、「事業者が事業系一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？」や「一般住民が一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？」なども調べてみると面白いかも。

Q

◎「無許可業者に委託する」行為は、排出者の責務のどの事項に抵触しますか？

産業廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は

➡ 「最高刑懲役5年」

事業系一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則も

➡ 「最高刑懲役5年」

A

しかしながら、一般住民が一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は規定されていません。これは一般廃棄物の統括的処理責任を市町村にしていること、この理念に基づいて、市町村は一般廃棄物に関して「指示することができる」、指示された人物は「従わなければならない」と言った規定をしているためと思われます。なお、受け手側の「一般廃棄物無許可業者」は、「最高刑懲役5年」が規定されています。

「無許可業者に委託する」行為は、排出者の責務の「委託基準」に抵触します。なお、全くの無許可業者に委託した場合は、前述の通り「最高刑懲役5年」ですが、「産廃の種類が違う」「産業廃棄物の処理の方法」という「無許可変更業者」に委託した場合の罰則は第26条となり「最高刑懲役3年」です。